

南砺都市計画区域マスタープラン(南砺都市計画整備、開発及び保全の方針)

現行（平成 25 年 3 月）	見直し案※赤字が能登半島地震前の変更箇所 青地が今回（能登半島地震を踏まえた）変更箇所
第 2 章南砺都市計画区域	第 2 章南砺都市計画区域
1 都市計画の目標	1 都市計画の目標
1）都市づくりの基本理念	1）都市づくりの基本理念
① 現況と課題	①現況と課題
本区域は、富山県の南西端に位置する南砺市の平野部からなる区域であり、美しい散居村の景観を形成する緑豊かな水田地帯が広がっている。市街地は、古くから門前町として栄えてきた井波と城端、市場町として栄えてきた福野と福光の 4 つの市街地があり、それぞれ固有の歴史・文化・観光資源を持ちながら発展してきた。 人口については、近年減少が続いており、特に中心市街地を形成する用途地域内の人口減少や、全国的な少子高齢化に加え、若年層を中心とした流出による人口構成の変化が問題となっている。 土地利用については、郊外部において住宅や工場、商業施設等が立地してきており、逆に用途地域内の市街地では空き家・空き地の増加や、商店街の賑わいの喪失が問題となっている。また、郊外部の宅地化による散居村の景観の悪化なども懸念されている。 交通基盤については、本区域の中央を東海北陸自動車道が縦貫し福光インターチェンジが設置されているほか、城端、井波、福野、福光の 4 つの既存市街地を連絡する国道や県道などの整備が進められている。また、J R 城端線の福野駅や福光駅、城端駅などの鉄道駅が交通結節点としての機能を果たしている。今後も一体感のある都市構造の構築を図るため、公共交通を含めた交通ネットワークの構築と健全な市街地形成を支える都市基盤の整備が課題となっている。	本区域は、富山県の南西端に位置する南砺市の平野部からなる区域であり、美しい散居村の景観を形成する緑豊かな水田地帯が広がっている。市街地は、古くから門前町として栄えてきた井波と城端、市場町として栄えてきた福野と福光の 4 つの市街地があり、それぞれ固有の歴史・文化・観光資源を持ちながら発展してきた。 人口については、近年減少が続いており、特に中心市街地を形成する用途地域内の人口減少や、全国的な少子高齢化に加え、若年層を中心とした流出による人口構成の変化が問題となっている。 <u>増加傾向にある空き家や空き地についても、防犯上や景観上の観点のほか、土地の適正利用を阻害するものとして社会問題化していることから、これら空き家等などの適切な管理を進め、空き家バンクなどの施策を通じて、適切に市場へと流通させる仕組みを構築するなど、積極的な利活用を図っていく必要がある。</u> 土地利用については、郊外部において住宅や工場、商業施設等<u>など</u>が立地してきており、逆に用途地域内の市街地では空き家・空き地の増加や、商店街の賑わいの喪失が問題となっている。また、郊外部の宅地化による散居村の景観の悪化なども懸念されている。 <u>令和 6 年能登半島地震では、公共土木施設や住宅、農地等などに広く被害が発生し、発災後の応急活動やその後の速やかな生活及び経済活動の再建に対する課題が顕在化したところであり、対策の検討が強く求められている。</u> 交通基盤については、本区域の中央を東海北陸自動車道が縦貫し福光インターチェンジや<u>南砺スマートインターチェンジ</u>が設置されているほか、城端、井波、福野、福光の 4 つの既存市街地を連絡する国道や県道などの整備が進められている。また、J R 城端線の福野駅や福光駅、城端駅などの鉄道駅が交通結節点としての機能を果たしている。今後も一体感のある都市構造の構築を図るため、公共交通を含めた交通ネットワークの構築と健全な市街地形成を支える都市基盤の整備が課題となっている。
②都市計画の基本理念	②都市計画の基本理念
本区域の恵まれた自然環境や地域文化を活かして、ゆとりと活力のある個性的な都市づくりを進めていくため、本区域の将来都市像及び都市づくりの基本理念を次のように掲げる。 ～豊かな自然と文化と人を繋ぐ 多核ネットワーク都市 南砺～ ○ まちの魅力が凝縮した都市づくり	本区域の恵まれた自然環境や地域文化を活かして、ゆとりと活力のある個性的な都市づくりを進めていくため、本区域の将来都市像及び都市づくりの基本理念を次のように掲げる。 ～豊かな自然と文化と人を繋ぐ 多核ネットワーク都市 南砺～ ○ まちの魅力が凝縮した都市づくり

○ 快適な暮らしと円滑な内外交流を実現する都市づくり ○ 風土・文化を伝える美しい景観づくり ○ 安心とうるおいのある協働の都市づくり	○ 快適な暮らしと円滑な内外交流を実現する都市づくり ○ 風土・文化を伝える美しい景観づくり ○ 安心とうるおいのある協働の都市づくり
○まちの魅力が凝縮した都市づくり 都市機能の集約化により利便性の高い魅力的な都市づくりを進める。	○まちの魅力が凝縮した都市づくり 都市機能の集約化により利便性の高い魅力的な都市づくりを進める。
○快適な暮らしと円滑な内外交流を実現する都市づくり 道路網の整備など都市機能の充実・向上に努め、快適な暮らしと円滑な内外交流を支える都市づくりを進める。	○快適な暮らしと円滑な内外交流を実現する都市づくり 道路網の整備など都市機能の充実・向上に努め、快適な暮らしと円滑な内外交流を支える都市づくりを進める。
○風土・文化を伝える美しい景観づくり 歴史的街並みや散居景観を活かした個性的な都市づくりを進める。	○風土・文化を伝える美しい景観づくり 歴史的街並みや散居景観を活かした個性的な都市づくりを進める。
○安心とうるおいのある協働の都市づくり 災害に強く安心して快適に暮らせる都市づくりを進める。	○安心とうるおいのある協働の都市づくり 災害に強く安心して快適に暮らせる都市づくりを進める。
2）地域毎の市街地像	2）地域毎の市街地像
本区域では、地形などの自然的条件、土地利用の状況、日常生活上の交流範囲等を踏まえ、区域内を5つの地域に区分し、それぞれ以下のように市街地像を設定する。	本区域では、地形などの自然的条件、土地利用の状況、日常生活上の交流範囲等などを踏まえ、区域内を5つの地域に区分し、それぞれ以下のように市街地像を設定する。
①城端地域	①城端地域
善徳寺の門前町として栄え、一般国道304号を軸に市街地が形成されている。善徳寺周辺は歴史的な街並み景観が残る地区として、現存する伝統家屋の保全継承と新規建築物が街並みと調和するよう景観誘導に努めるとともに、居住環境の保護を図りながら、観光施設、飲食店等の充実など、観光客が回遊できる観光ゾーンの形成を目指す。また、城端駅周辺は、地域の玄関口として景観に配慮しながら、商業施設など都市機能の充実に努める。 市街地南部の未利用地等については、面的な基盤整備事業や地区計画の導入等を検討し、宅地化の促進による良好な居住環境の形成を目指す。 市街地北部にある工業地や福光インターチェンジ周辺については、流通業務関連施設や新規企業施設の誘導を図る。 市街地の周辺に広がる農地は、砺波平野特有の美しい散居村を形成していることから、無秩序な市街化を抑制し、良好な農地や散居村の環境の維持・保全に努める。	善徳寺の門前町として栄え、一般国道304号を軸に市街地が形成されている。善徳寺周辺は歴史的な街並み景観が残る地区として、現存する伝統家屋の保全継承と新規建築物が街並みと調和するよう景観誘導に努めるとともに、居住環境の保護を図りながら、観光施設、飲食店等などの充実など、観光客が回遊できる観光ゾーンの形成を目指す。また、城端駅周辺は、地域の玄関口として景観に配慮しながら、商業施設など都市機能の充実に努める。 市街地南部の未利用地等などについては、面的な基盤整備事業や地区計画の導入等などを検討し、宅地化の促進による良好な居住環境の形成を目指す。 市街地北部にある工業地や東海北陸自動車道福光インターチェンジ周辺については、流通業務関連施設や新規企業施設の誘導を図る。 市街地の周辺に広がる農地は、砺波平野特有の美しい散居村を形成していることから、無秩序な市街化を抑制し、良好な農地や散居村の環境の維持・保全に努める。 <u>桜ヶ池公園は、総合型の公園として位置づけ、市民のみならず城端スマートインターチェンジ及び城端サービスエリアのハイウェイオアシスを活用した広域圏域の利用者を見込み、施設充実に努める。</u>
②井波地域	②井波地域
瑞泉寺の門前町として栄え、また、彫刻工芸を主とする木彫りの里として多くの観光客が訪れている。八日町通りなど歴史的な街並みや伝統文化が多く残る地域は、住環境を維持するとともに木彫刻を主とする観光ゾーンとして、彫刻店、飲食店、土産物店などとの共存に努める。瑞泉寺周辺や旧街道筋などの既成市街地では狭い道路に面して家屋が密集する状況がみられるため、都市基盤施設の整備等、現在のコミュニティを活かしながら快適な居住環境への	瑞泉寺の門前町として栄え、また、彫刻工芸を主とする木彫りの里として多くの観光客が訪れている。八日町通りなど歴史的な街並みや伝統文化が多く残る地域は、住環境を維持するとともに木彫刻を主とする観光ゾーンとして、彫刻店、飲食店、土産物店などとの共存に努める。瑞泉寺周辺や旧街道筋などの既成市街地では狭い道路に面して家屋が密集する状況がみられるため、都市基盤施設の整備等など、現在のコミュニティを活かしながら快適な居住環境

改善を図る。 また市街地西側の山見地区など低密度な住宅地については、面的な基盤整備事業や地区計画の導入等を検討し、宅地化の促進による良好な居住環境の形成を目指す。 大規模工場が集積する市街地北側の工業地については、周辺と調和した環境整備に努めていくものとする。 市街地の北側から西側にかけて広がる農地は、砺波平野特有の美しい散居村を形成していることから、無秩序な市街化を抑制し、良好な農地や散居村の環境の維持・保全に努める。	への改善を図る。 また市街地西側の山見地区など低密度な住宅地については、面的な基盤整備事業や地区計画の導入<u>等など</u>を検討し、宅地化の促進による良好な居住環境の形成を目指す。 大規模工場が集積する市街地北側の工業地については、周辺と調和した環境整備に努めていくものとする。 市街地<u>の周辺に</u>広がる農地は、砺波平野特有の美しい散居村を形成していることから、無秩序な市街化を抑制し、良好な農地や散居村の環境の維持・保全に努める。 <u>閑乗寺公園は、総合型の公園としてスポーツレクリエーションの施設の充実を図るとともに、散居村風景を見渡すことのできる眺望点として整備保全に努める。</u>
③福野地域	② 福野地域
古くから交通の要衝として市（いち）が立ち、現在もショッピングセンターを中心とした商業施設や大規模な工場等の業務施設が集積している。 福野駅前周辺については、地理的条件を活かし、鉄道利用客や周辺住民を対象とする物販や飲食などの商業施設と、居住環境の保全された住宅が共存できる地区として、市街地の活性化に努める。市街地中心部については、物販や飲食を対象とした商業施設や銀行等の業務施設等も集積する商業地を形成しており、今後も地域全体の商業力を高め、人が集う魅力的な商業地の形成に努める。 また、未利用地が介在する低密度な住宅地では、面的な基盤整備事業や地区計画の導入等を検討し、宅地化の促進による良好な居住環境の形成を目指す。 市街地北部の工場が立地する工業地については、職住近接型の市街地環境とするほか、今後整備される予定の（仮称）南砺スマートインターチェンジからアクセスが良く周辺環境に影響のないところを工場適地として、企業の誘致集約に努める。 市街地の周辺に広がる農地は、砺波平野特有の美しい散居村を形成していることから、無秩序な市街化を抑制し、良好な農地や散居村の環境の維持・保全に努める。	古くから交通の要衝として市（いち）が立ち、現在もショッピングセンターを中心とした商業施設や大規模な工場<u>等など</u>の業務施設が集積している。 福野駅前周辺については、地理的条件を活かし、鉄道利用客や周辺住民を対象とする物販や飲食などの商業施設と、居住環境の保全された住宅が共存できる地区として、市街地の活性化に努める。市街地中心部については、物販や飲食を対象とした商業施設や銀行<u>等など</u>の業務施設<u>等など</u>も集積する商業地を形成しており、今後も地域全体の商業力を高め、人が集う魅力的な商業地の形成に努める。 また、未利用地が介在する低密度な住宅地では、面的な基盤整備事業や地区計画の導入<u>等など</u>を検討し、宅地化の促進による良好な居住環境の形成を目指す。 市街地北部の工場が立地する工業地については、<u>周辺と調和した環境整備に努めていくほか、交通便利性の高い東海北陸自動車道南砺スマートインターチェンジ周辺を工場適地として、企業誘致を進める。</u> 市街地の周辺に広がる農地は、砺波平野特有の美しい散居村を形成していることから、無秩序な市街化を抑制し、良好な農地や散居村の環境の維持・保全に努める。
④福光地域	④福光地域
医王山の裾野にあって市街地に小矢部川が流れる豊かな自然環境に恵まれ、江戸時代から加賀藩の米の集積地として栄えてきた。 小矢部川左岸の中心商業地及び福光駅周辺は、居住環境にも配慮しながら物販や飲食などの商業施設の立地を誘導し、また、図書館等の公共施設を活用しながら賑わい空間の創出を図る。 福光駅南側をはじめとした既成市街地の外側に隣接する地区は、広い未利用地が介在する低密度な住宅地となっており、面的な基盤整備事業や地区計画の導入等を検討し、宅地化の促進による良好な居住環境の形成を目指す。 市街地の周辺に広がる農地は、砺波平野特有の美しい散居村を形成していることから、無秩序な市街化を抑制し、良好な農地や散居村の環境の維持・保全に努める。 医王山の自然環境を活用したスポーツレクリエーション施設は、県内外から訪れる多くの利用客のニーズに応じた施設として整備・充実に努める。	医王山の裾野にあって市街地に小矢部川が流れる豊かな自然環境に恵まれ、江戸時代から加賀藩の米の集積地として栄えてきた。 小矢部川左岸の中心商業地及び福光駅周辺は、居住環境にも配慮しながら物販や飲食などの商業施設の立地を誘導し、また、図書館<u>等など</u>の公共施設を活用しながら賑わい空間の創出を図る。 福光駅南側をはじめとした既成市街地の外側に隣接する地区は、広い未利用地が介在する低密度な住宅地<u>では、</u>面的な基盤整備事業や地区計画の導入<u>等など</u>を検討し、宅地化の促進による良好な居住環境の形成を目指す。 市街地の周辺に広がる農地は、砺波平野特有の美しい散居村を形成していることから、無秩序な市街化を抑制し、良好な農地や散居村の環境の維持・保全に努める。 医王山の自然環境を活用したスポーツレクリエーション施設は、県内外から訪れる多くの利用客のニーズに応じた施設として整備・充実に努める。

⑤井口地域	⑤井口地域
本地域は良好な農地と散居村が広がる田園地帯となっている。 集落や住宅団地など既存の住宅地については、周辺農地との調和を図りながら、良好な居住環境の維持・保全に努める。 農地については、砺波平野特有の美しい散居村を形成していることから、無秩序な市街化を抑制し、良好な農地や散居村の環境の維持・保全に努める。	本地域は良好な農地と散居村が広がる田園地帯となっている。 集落や住宅団地など既存の住宅地については、周辺農地との調和を図りながら、良好な居住環境の維持・保全に努める。 農地については、砺波平野特有の美しい散居村を形成していることから、無秩序な市街化を抑制し、良好な農地や散居村の環境の維持・保全に努める。
3) 目標年次	3) 目標年次
本章の基本理念・将来像は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を平成 43 年とする。 都市施設の整備などに関しては、おおむね 10 年後の将来を予測するものとし、目標年次を平成 33 年とする。	本章の基本理念・将来像は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を令和 23 (2041) 年とする。 都市施設の整備などに関しては、おおむね 10 年後の将来を予測するものとし、目標年次を令和 13 (2031 年) 年とする。
2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
1) 区域区分の決定の有無	1) 区域区分の決定の有無
本都市計画に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。 本区域の人口は、平成 17 年現在 54,468 人であり、近年用途地域内においても、また用途地域が定められていない、いわゆる白地地域においても減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと予想されている。 これまで、用途地域内においては、土地区画整理事業等により良好な市街地の形成に取り組まれてきたところであり、白地地域においても、地域にふさわしい建築形態規制の適用などにより、その保全に取り組まれているところである。 このように、本区域においては、人口の減少が予想され、今後とも区域内の土地利用の整序を図ることが可能であることから、これまでどおり区域区分を定めないものとする。	本都市計画に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。 <u>本区域の人口は、平成 27 (2015) 年現在 49,171 人であり、用途地域内においても、また用途地域が定められていない、いわゆる白地地域においても減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと予想されている。</u> <u>これまで、用途地域内においては、計画的な街路整備等などにより良好な市街地の形成に取り組まれてきたところであり、白地地域においても、地域にふさわしい建築形態規制の適用などにより、その保全に取り組まれているところである。</u> このように、本区域においては、人口の減少が予想され、今後とも区域内の土地利用の整序を図ることが可能であることから、これまでどおり区域区分を定めないものとする。
3 主要な都市計画の決定の方針	3 主要な都市計画の決定の方針
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
①主要用途の配置の方針	①主要用途の配置の方針
散居村に代表される豊かな田園環境と地域の歴史・文化の保全を図りながら、快適で個性ある都市づくりを実現するため、用途地域をはじめとする規制・誘導により、計画的に土地利用の整序を図る。	散居村に代表される豊かな田園環境と地域の歴史・文化の保全を図りながら、快適で個性ある都市づくりを実現するため、用途地域をはじめとする規制・誘導により、計画的に土地利用の整序を図る。
a 商業地	a 商業地
城端、井波、福野、福光の各地域を商圈とする既存の商店街をそれぞれ中心商業地として配置する。更に、用途地域内の交通利便性が高い地域に、モータリゼーションの進展に対応した沿道型商業施設を配置し、それぞれの立地特性に応じた商業施設の活性化及び集積を図る。	城端、井波、福野、福光の各地域を商圈とする既存の商店街をそれぞれ中心商業地として配置する。更に、用途地域内の交通利便性が高い地域に、 モータリゼーションの進展に対応した 沿道型商業施設を配置し、それぞれの立地特性に応じた商業施設の活性化及び集積を図る。

このうち、集客力が低下し店舗数も減少するなど低迷が続けている中心商業地については、まちの個性としての伝統的な街並みを保全・活用する一方で、空き家・空き地を活用し、商業施設や文化施設、福祉施設などの都市機能が集積した賑わいのある商業地の形成を図る。 また、城端地区の善徳寺周辺や井波地区の八日町通り周辺は、居住環境の保護を図りながら観光型商業地の形成に努める。	このうち、集客力が低下し店舗数も減少するなど低迷が続けている中心商業地については、まちの個性としての伝統的な街並みを保全・活用する一方で、空き家・空き地を活用し、商業施設や文化施設、福祉施設などの都市機能が集積した賑わいのある商業地の形成を図る。 また、城端地区の善徳寺周辺や井波地区の八日町通り周辺は、居住環境の保護を図りながら観光型商業地の形成に努める。
b 工業地	b 工業地
市街地で大規模な工業施設が立地している地域や、農村地域にまとまった工業団地を形成している地域を工業地として位置づける。今後とも、居住環境や農村環境との調和を図りながら、既存の工業地やその周辺へ工業施設を集約するなど適切な土地利用の誘導を図る。 また、東海北陸自動車道のインターチェンジを活用した交通利便性の高い工業地や流通業務地等の配置を検討する。 なお、工業地周辺においては、環境への影響を考慮して、緑地の確保に努める。	市街地で大規模な工業施設が立地している地域や、農村地域にまとまった工業団地を形成している地域を工業地として位置づける。今後とも、居住環境や農村環境との調和を図りながら、既存の工業地やその周辺へ工業施設を集約するなど適正な土地利用の規制・誘導を図る。 また、東海北陸自動車道のインターチェンジを活用した交通利便性の高い工業地や流通業務地等などの配置を検討する。 なお、工業地周辺においては、環境への影響を考慮して、緑地の確保に努める。
c 住宅地	c 住宅地
本区域では、市街地内における環境改善の遅れや郊外における宅地化の進展などが原因となって、用途地域内の人口減少が進んでいる。今後、都市基盤の充実などに努め、用途地域内での定住人口の増加を図る。 このうち、家屋が密集する既成市街地については、空き家・空き地対策や防災対策等を講じ、良好な居住環境の確保に努める。 また、用途地域内にあって未利用地が多く残る地区については、面的な基盤整備事業や地区計画の導入等を検討し、宅地化の促進による良好な居住環境の形成を目指す。	本区域では、市街地内における都市基盤整備の遅れから郊外における宅地化の進展などが原因となって、用途地域内の人口減少が進んでいる。今後、都市基盤の充実などに努め、用途地域内での定住人口の増加を図る。 このうち、家屋が密集する既成市街地については、空き家・空き地対策や防災対策等などを講じ、良好な居住環境の確保に努める。 また、用途地域内にあって未利用地が多く残る地区については、面的な基盤整備事業や地区計画の導入等などを検討し、宅地化の促進による良好な居住環境の形成を目指す。
②土地利用の方針	②土地利用の方針
a 土地の高度利用に関する方針	a 土地の高度利用に関する方針
城端、井波、福野、福光の既存の４つの市街地は、それぞれの地域で都市生活の拠点となる地区である。しかしながら、いずれの地区においても既存商店街の活性化や人口減少、空き家・空き地対策などが課題となっている。 このことから、商業施設や文化施設、福祉施設などの都市機能の集積や居住環境の改善によって土地の高度利用を推進し、それぞれの地域の個性にふさわしい魅力ある市街地の形成を図る。	城端、井波、福野、福光の既存の４つの市街地は、それぞれの地域で都市生活の拠点となる地区である。しかしながら、いずれの地区においても既存商店街の活性化や人口減少、空き家・空き地対策などが課題となっている。 このことから、商業施設や文化施設、福祉施設などの都市機能の集積や居住環境の改善によって土地の高度利用を推進し、それぞれの地域の個性にふさわしい魅力ある市街地の形成を図る。
b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針	b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針
用途地域内にあって未利用地が多く残る地区については、面的な基盤整備事業や地区計画の導入等を検討し、宅地化の促進による良好な居住環境の形成を目指す。 また、市街地の一部では、住居と工場の混在が見られ居住環境の悪化の要因ともなっていることから、可能な限り住居との分離を図るなど、住工混在の解消に努める。	用途地域内にあって未利用地が多く残る地区については、面的な基盤整備事業や地区計画の導入等などを検討し、宅地化の促進による良好な居住環境の形成を目指す。 また、市街地の一部では、住居と工場の混在が見られ居住環境の悪化の要因ともなっていることから、可能な限り住居との分離を図るなど、住工混在の解消に努める。
c 居住環境の改善又は維持に関する方針	c 居住環境の改善又は維持に関する方針
市街地においては、道路幅員が狭く家屋が密集している等の課題も多いことから、歴史的な	市街地においては、道路幅員が狭く家屋が密集している等などの課題も多いことから、歴史

街並み景観にも配慮しつつ、道路整備と併せ、空き家・空き地対策や防災対策等を講じ、良好な居住環境の確保に努める。 また、用途地域内のうち未利用地が介在し基盤整備が不十分な住宅地については、面的な基盤整備事業や地区計画の導入等を検討し、宅地化の促進による良好な居住環境の形成を目指す。	的な街並み景観にも配慮しつつ、道路整備と併せ、空き家・空き地対策や防災対策等を講じ、良好な居住環境の確保に努める。 また、用途地域内のうち未利用地が介在し基盤整備が不十分な住宅地については、面的な基盤整備事業や地区計画の導入等を検討し、宅地化の促進による良好な居住環境の形成を目指す。
d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針	d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針
本区域内には、桜ヶ池公園や閑乗寺公園、安居寺公園、小矢部川公園などの特色ある公園が利用目的や地域特性に応じて配置されており、今後とも利用促進に努める。また、小矢部川、旅川、大門川、山田川、池川などの良好な水辺環境などは市街地内の身近な緑地として保全に努める。	本区域内には、桜ヶ池公園や閑乗寺公園、安居寺公園、小矢部川公園などの特色ある公園が利用目的や地域特性に応じて配置されており、今後とも利用促進に努める。また、小矢部川、旅川、大門川、山田川、池川などの良好な水辺環境などは市街地内の身近な緑地として保全に努める。
e 優良な農地との健全な調和に関する方針	e 優良な農地との健全な調和に関する方針
本区域の農地は、散居村による美しい景観が形成されているが、住宅団地等の開発が進みつつあることから、今後は、建築形態規制の適用などによって無秩序な市街化を抑制し、都市と農村との調和を図る。	本区域の農地は、散居村による美しい景観が形成されているが、住宅団地等の開発が進みつつあることから、今後は、建築形態規制の適用などによって無秩序な市街化を抑制し、都市と農村との調和を図る。
f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針	f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針
本区域内の土砂災害危険箇所においては、災害から住民の生命、財産を保護するため、対策施設の整備を進めるとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定等により開発の抑制に努める。	本区域内の土砂災害危険箇所においては、災害から住民の生命、財産を保護するため、対策施設の整備を進めるとともに、土砂災害防止法に基づく<u>土砂災害特別警戒区域等などに指定された区域については</u>開発の抑制に努める。 <u>また、本区域は小矢部川等などの流域に位置し、市街地の一部が浸水想定区域に含まれていることから、水災害に強い都市づくりの実現に向け、流域におけるあらゆる既存施設の活用・関係者の協働により保水や貯留機能の確保などの取組みによりを実施し、流域全体で総合的かつ多層的な対策の実施による水害を軽減させる「流域治水」を推進する。</u>
g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針	g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針
本区域内を流れる小矢部川、旅川、大門川、山田川、池川などは、市街地に隣接する身近な自然環境であり、今後もその保全を図るとともに親水空間としてその環境整備を進める。 また、本区域の南側から西側に広がる山間部の緑地については、今後とも自然環境の保全・活用に努める。	本区域内を流れる小矢部川、旅川、大門川、山田川、池川などは、市街地に隣接する身近な自然環境であり、今後もその保全を図るとともに親水空間としての環境整備を進める。 また、本区域の南側から西側に広がる山間部の緑地については、今後とも自然環境の保全・活用に努める。
h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針	h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針
本区域においては、用途地域内の土地の有効利用を図ることとし、農林業への配慮を行いつつ、必要に応じて用途地域の見直しを行う。 更に、白地地域のうち無秩序な開発が進展する可能性のある土地については、地区計画、特定用途制限地域などの指定による適正な土地利用コントロールを図る。	本区域においては、用途地域内の土地の有効活用を図ることとし、農林業への配慮を行いつつ、必要に応じて用途地域の見直しを行う。 更に、白地地域のうち無秩序な開発が懸念される土地については、地区計画や特定用途制限地域などの指定を検討し、適正な土地利用の規制・誘導を図る。
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
2—1) 交通施設の都市計画の決定の方針	2—1) 交通施設の都市計画の決定の方針

①基本方針	①基本方針								
本区域では、中央を縦貫する東海北陸自動車道に福光インターチェンジが設置されているほか、都市生活の拠点である城端、井波、福野、福光の４つの市街地を連絡する国道や県道などが主要幹線道路として配置されている。 更に、東海北陸自動車道の福野地域に（仮称）南砺スマートインターチェンジの整備が予定されるなど、広域交通の利便性がより一層向上することが期待されている。 今後も、都市間連携を担う主要幹線道路を適切に配置し、利便性の高い道路網の形成に努める。市街地内においては、都市の骨格となる幹線道路を適切に配置するとともに、歩行者や自転車にとっての快適な道路空間の確保に努め、安全で円滑な道路網の形成を図る。 また、本区域の公共交通機関としては、鉄道や路線バスなどがあり、区域内にはＪＲ城端線の福野駅、福光駅、城端駅などの６駅がある。今後も、これら公共交通機関の維持・活性化を図り、高齢社会に対応した安全で快適な公共交通サービスの確保に努める。	本区域では、中央を縦貫する東海北陸自動車道に福光インターチェンジと南砺スマートインターチェンジが設置されているほか、都市生活の拠点である城端、井波、福野、福光の４つの市街地を連絡する国道や県道などが主要幹線道路として配置されている。 更に、東海北陸自動車道の城端地域に城端スマートインターチェンジの整備が進められるなど、広域交通の利便性がより一層向上することが期待されている。 今後も、都市間連携を担う主要幹線道路を適切に配置し、利便性の高い道路網の形成に努める。市街地内においては、都市の骨格となる幹線道路を適切に配置するとともに、歩行者や自転車にとっての快適な道路空間の確保に努め、安全で円滑な道路網の形成を図る。 また、本区域の公共交通機関としては、鉄道や路線バスなどがあり、区域内にはＪＲ城端線の福野駅、福光駅、城端駅などの６駅がある。今後も、これら公共交通機関の維持・活性化を図り、高齢社会に対応した安全で快適な公共交通サービスの確保に努める。								
②主要な施設の配置の方針	②主要な施設の配置の方針								
周辺市町村との連携を強化し、また、城端、井波、福野、福光の４つの市街地を連絡する主要幹線道路として、一般国道１５６号や一般国道３０４号、一般国道４７１号、県道砺波福光線、県道井波城端線、県道金沢井波線などを配置し、都市間連携の強化を図る。 東海北陸自動車道の城端サービスエリアにおける新たなスマートインターチェンジの設置については、整備の必要性や効果等を踏まえながら、検討を進める。 市街地内においては、都市計画道路井波城端線や、都市計画道路谷今町線、都市計画道路松原柴田屋線、都市計画道路荒木下野線など、市街地の骨格となる幹線道路を配置するとともに歩行者にも配慮した道路網の形成を図る。 また、公共交通については、ＪＲ城端線の各駅周辺において、駅前広場やパークアンドライド駐車場、自転車駐車場等の配置を必要に応じて検討するなど、交通結節点としての機能を高めることにより、利用者の利便性の向上を図る。更に、路線バスの利用促進に努め、地域社会を支えていく公共交通サービスの確保に努める。	周辺市町村との連携を強化し、また、城端、井波、福野、福光の４つの市街地を連絡する主要幹線道路として、一般国道１５６号や一般国道３０４号、一般国道４７１号、県道砺波福光線、県道井波城端線、県道金沢井波線などを配置し、都市間連携の強化を図る。 <u>更に、東海北陸自動車道城端スマートインターチェンジの整備により、広域的な交通ネットワーク強化と桜ヶ池公園を含む周辺施設利用者の利便性の向上を図る。</u> 市街地内においては、都市計画道路井波城端線や、都市計画道路谷今町線、都市計画道路松原柴田屋線、都市計画道路荒木下野線など、市街地の骨格となる幹線道路を配置するとともに歩行者にも配慮した道路網の形成を図る。 また、公共交通については、ＪＲ城端線の各駅周辺において、駅前広場やパークアンドライド駐車場、自転車駐車場等などの配置を必要に応じて検討するなど、交通結節点としての機能を高めることにより、利用者の利便性の向上を図る。更に、路線バスの利用促進に努め、地域社会を支えていく公共交通サービスの確保に努める。								
③主要な施設の整備目標	③主要な施設の整備目標								
優先的におおむね１０年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。 <table><tr><th>種 別</th><th>名 称</th></tr><tr><td>道 路</td><td>３・４・４ 井波城端線 ３・４・６ 山見栄町線 ３・４・７ 谷今町線 ３・４・１０ 谷学校線 ３・４・１４ 松原柴田屋線 ３・４・１５ 砺波福光線 ３・４・１７ 百町二日町線</td></tr></table>	種 別	名 称	道 路	３・４・４ 井波城端線 ３・４・６ 山見栄町線 ３・４・７ 谷今町線 ３・４・１０ 谷学校線 ３・４・１４ 松原柴田屋線 ３・４・１５ 砺波福光線 ３・４・１７ 百町二日町線	優先的におおむね１０年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。 <table><tr><th>種 別</th><th>名 称</th></tr><tr><td>道 路</td><td>３・４・４ 井波城端線 ３・４・６ 山見栄町線 ３・４・７ 谷今町線 ３・４・１０ 谷学校線 ３・４・１４ 松原柴田屋線 ３・４・１５ 砺波福光線 ３・４・１７ 百町二日町線</td></tr></table>	種 別	名 称	道 路	３・４・４ 井波城端線 ３・４・６ 山見栄町線 ３・４・７ 谷今町線 ３・４・１０ 谷学校線 ３・４・１４ 松原柴田屋線 ３・４・１５ 砺波福光線 ３・４・１７ 百町二日町線
種 別	名 称								
道 路	３・４・４ 井波城端線 ３・４・６ 山見栄町線 ３・４・７ 谷今町線 ３・４・１０ 谷学校線 ３・４・１４ 松原柴田屋線 ３・４・１５ 砺波福光線 ３・４・１７ 百町二日町線								
種 別	名 称								
道 路	３・４・４ 井波城端線 ３・４・６ 山見栄町線 ３・４・７ 谷今町線 ３・４・１０ 谷学校線 ３・４・１４ 松原柴田屋線 ３・４・１５ 砺波福光線 ３・４・１７ 百町二日町線								

<table><tr><td></td><td>3・4・18 小林栄町線 3・5・12 荒木小林線 3・5・13 荒木下野線</td></tr></table>		3・4・18 小林栄町線 3・5・12 荒木小林線 3・5・13 荒木下野線	<table><tr><td></td><td>3・4・18 小林栄町線 3・5・12 荒木小林線 3・5・13 荒木下野線</td></tr></table>		3・4・18 小林栄町線 3・5・12 荒木小林線 3・5・13 荒木下野線				
	3・4・18 小林栄町線 3・5・12 荒木小林線 3・5・13 荒木下野線								
	3・4・18 小林栄町線 3・5・12 荒木小林線 3・5・13 荒木下野線								
2—2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	2—2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針								
①基本方針	①基本方針								
a 下水道	a 下水道								
快適な生活環境の形成や公共用水域の水質の保全など重要な役割を担うことから、整備を促進し、早期の完了を目指していく。 汚水については、市街地、農山村などその地域の特性に応じた効率的な方法により計画的に処理施設の整備促進を図る。 雨水については、円滑な排除を図り、浸水被害の防止に努める。	快適な生活環境の形成や公共用水域の水質の保全など重要な役割を担うことから、<u>未整備区域における整備促進を図るとともに、下水道施設の長寿命化対策や耐震化対策を推進し計画的かつ効率的な維持管理を図る。</u> 汚水については、市街地、農山村などその地域の特性に応じた効率的な方法により計画的に処理施設の整備促進を図る。<u>施設の維持管理や統合を図る。</u> 雨水については、<u>速やかな</u>排除を図り、浸水被害の防止に努める。								
b 河川	b 河川								
浸水被害の実績及びその危険性に応じて、各河川や地域の特性を踏まえた治水対策を実施する。また、より快適な河川空間を創出するため、河川環境の整備・保全を図る。	浸水被害の実績及びその危険性に応じて、各河川や地域の特性を踏まえた治水対策を実施する。また、より快適な河川空間を創出するため、河川環境の整備・保全を図る。								
②主要な施設の配置の方針	②主要な施設の配置の方針								
a 下水道	a 下水道								
汚水については、市街地及び農村部の未整備地区の早期完了を目指して整備を進める。 市街地の浸水対策については、雨水幹線等の整備により円滑な雨水の排除を図る。	汚水については、市街地及び農村部の未整備地区の早期完了を目指して整備を進める。<u>計画的に農業集落排水処理区を流域下水道へと接続統合を進める。</u> 市街地の浸水対策については、雨水幹線<u>等</u>などの整備により<u>速やかな</u>雨水の排除を図る。								
b 河川	b 河川								
各河川や地域の特性を総合的に考慮して、最適な治水施設を配置するとともに、小矢部川、旅川、大門川、山田川、池川などにおいては、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。	各河川や地域の特性を総合的に考慮して、最適な治水施設を配置するとともに、小矢部川、旅川、大門川、山田川、池川などにおいては、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。								
③主要な施設の整備目標	③主要な施設の整備目標								
優先的におおむね10年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。 <table><tr><td>種 別</td><td>名 称</td></tr><tr><td>公共下水道</td><td>南砺公共下水道</td></tr></table>	種 別	名 称	公共下水道	南砺公共下水道	優先的におおむね10年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。 <table><tr><td>種 別</td><td>名 称</td></tr><tr><td><u>公共下水道</u></td><td><u>南砺公共下水道</u></td></tr></table>	種 別	名 称	<u>公共下水道</u>	<u>南砺公共下水道</u>
種 別	名 称								
公共下水道	南砺公共下水道								
種 別	名 称								
<u>公共下水道</u>	<u>南砺公共下水道</u>								

2—3）その他の都市施設の都市計画の決定の方針	2—3）その他の都市施設の都市計画の決定の方針
住民への身近なサービスを提供する教育文化施設や医療施設、健康的で衛生的な生活の実現や循環型社会の構築に資するための供給処理施設などの都市施設について、まちづくりの上で位置づけが必要なものを、都市計画に定めるものとする。	住民への身近なサービスを提供する教育文化施設や医療施設、健康的で衛生的な生活の実現や循環型社会の構築に資するための供給処理施設などの都市施設について、まちづくりの上で位置づけが必要なものを、都市計画に定めるものとする。
3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
①主要な市街地開発事業の決定の方針	①主要な市街地開発事業の決定の方針
本区域では、これまで良好な市街地の形成を図るため、土地区画整理事業を実施している。今後は、用途地域内の未利用地が多く残り低密度で都市基盤も不十分な地区において、土地所有者等の合意形成を図りながら土地区画整理事業等の導入を検討するものとする。	<u>優先的に市街化を図るべき地区として位置づけられながらも、都市基盤整備が遅れ未利用地が多く残っている地区について、土地区画整理事業の導入を検討し良好な住環境の確保に努める。</u>
4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
①基本方針	①基本方針
小矢部川、旅川、大門川、山田川などの河川は、市街地にも比較的近く、河川敷を利用した親水公園が整備されているなど都市の緑の骨格を形成していることから川辺環境軸として位置づけ保全を図る。 また、医王山県立自然公園や桜ヶ池公園、閑乗寺公園、安居寺公園などの丘陵地については、豊かな自然に身近にふれあうことのできるレクリエーションの場であることから、山辺環境軸として位置づけ保全を図る。 市街地の周辺に広がる農地は、砺波平野特有の美しい散居村を形成していることから、無秩序な市街化を抑制し、良好な農地や散居村の環境の維持・保全に努める。 更に、ゆとりとうるおいのある豊かな市民生活の実現を図るため、身近に利用できる公園・緑地の整備を推進する。	小矢部川、旅川、大門川、山田川などの河川は、市街地にも比較的近く、河川敷を利用した親水公園が整備されているなど都市の緑の骨格を形成していることから川辺環境軸として位置づけ保全を図る。 また、医王山県立自然公園や桜ヶ池公園、閑乗寺公園、安居寺公園などの丘陵地については、豊かな自然に身近にふれあうことのできるレクリエーションの場であることから、山辺環境軸として位置づけ保全を図る。 市街地の周辺に広がる農地は、砺波平野特有の美しい散居村を形成していることから、無秩序な市街化を抑制し、良好な農地や散居村の環境の維持・保全に努める。 更に、ゆとりとうるおいのある豊かな市民生活の実現を図るため、身近に利用できる公園・緑地の整備を推進する。
②主要な緑地の配置の方針	②主要な緑地の配置の方針
a 環境保全系統の配置の方針	a 環境保全系統の配置の方針
多くの動植物の生息・生育地である小矢部川、旅川、大門川、山田川、池川などの河川や水田、本区域周辺に位置する丘陵地においては、生態系の保全にも配慮し、その保全を図る。	多くの動植物の生息・生育地である小矢部川、旅川、大門川、山田川、池川などの河川や水田、本区域周辺に位置する丘陵地においては、生態系の保全にも配慮し、その保全を図る。
b レクリエーション系統の配置の方針	b レクリエーション系統の配置の方針
医王山県立自然公園や桜ヶ池公園、閑乗寺公園、安居寺公園は広域的なレクリエーション拠点として位置づけ、整備・充実を図る。 また、城南中央公園はスポーツ施設の整備により総合的なスポーツ活動が行える公園として、旅川公園、福光公園、小矢部川公園は広く住民に親しまれる憩いの空間として、充実を図る。	医王山県立自然公園や桜ヶ池公園、閑乗寺公園、安居寺公園は広域的なレクリエーション拠点として位置づけ、整備・充実を図る。 また、城南中央公園は スポーツ施設の整備により 総合的な スポーツ 活動が行える公園として、旅川公園、福光公園、小矢部川公園は広く住民に親しまれる憩いの空間として、充実を図る。

c 防災システムの配置の方針	c 防災システムの配置の方針								
市街地においては、災害時において避難救援活動の場所となる公園を適切に配置し、都市防災の向上を図る。 本区域周辺に位置する丘陵地においては、保安林指定の区域が各所にあることから、森林の持つ災害防止機能の維持・充実を図る。	市街地においては、災害時において避難救援活動の場所となる及び支援の受け入れの場所などとして機能する公園を適切に配置し、都市の防災機能の向上を図る。 本区域周辺に位置する丘陵地においては、保安林指定の区域が各所にあることから、森林の持つ災害防止機能の維持・充実を図る。								
d 景観構成システムの配置の方針	d 景観構成システムの配置の方針								
散居村の景観を後世に伝えるため、水田と屋敷林、更に散居村の背景をなす丘陵地も含めて一体的に保全を図る。 また、本区域周辺の袴腰山、八乙女山、医王山などは本区域を構成する重要な自然景観であることから、今後もその良好な景観の保全に努める。	散居村の景観を後世に伝えるため、水田と屋敷林、更に散居村の背景をなす丘陵地も含めて一体的に保全を図る。 また、本区域周辺の袴腰山、八乙女山、医王山などは本区域を構成する重要な自然景観であることから、今後もその良好な景観の保全に努める。								
③主要な緑地の確保目標	③主要な緑地の確保目標								
優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な公園等は次のとおりである。 <table><tr><td>種 別</td><td>名 称</td></tr><tr><td>総合公園</td><td>5・6・1 桜ヶ池公園</td></tr></table>	種 別	名 称	総合公園	5・6・1 桜ヶ池公園	優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な公園等は次のとおりである。 <table><tr><td>種 別</td><td>名 称</td></tr><tr><td>総合公園</td><td>5・6・1 桜ヶ池公園</td></tr></table>	種 別	名 称	総合公園	5・6・1 桜ヶ池公園
種 別	名 称								
総合公園	5・6・1 桜ヶ池公園								
種 別	名 称								
総合公園	5・6・1 桜ヶ池公園								